

## 用語の定義

### (1) 同居者

次の者は含まない。

- ① 長期（概ね3か月以上）にわたって不在にしている者。
- ② 現在不在で不在期間が長期にわたることがわかっている者。  
ただし、①、②の者で途中定期的に帰宅する者は同居者としている。

### (2) 就業状況

「有職」

勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、自営業・家業、内職、その他を合わせたもの。  
育児休業中等の休業を含む。

「勤め（常勤）」

事業所の所定労働時間を通じて勤務する者。

「勤め（パート・アルバイト）」

同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

「無職」

家事（専業）、無職、学生を合わせたもの。